

緊急会見発言録

日 時：令和4年1月24日（月）16時00分～
場 所：伊達市役所東棟3階 庁議室
出 席：教育長、教育部長、学校教育課長
報道機関：福島民友新聞社、福島民報社
発表項目：伊達市立中学校教諭の酒気帯び運転による
福島県教育委員会からの懲戒免職処分について

《質疑応答》-----

「伊達市立中学校教諭の酒気帯び運転による 福島県教育委員会からの懲戒免職処分」関連

■当該教諭について

記 者 当該教諭は、昨年8月の事件当時も松陽中学校の教諭でよろしいですか。
学校教育課長 はい。松陽中学校の教諭であります。
記 者 教諭は伊達市在住でしょうか。
学校教育課長 はい。伊達市在住です。
記 者 事件の後については、出勤はどうなっているのでしょうか。
学校教育課長 事件後は出勤しておりません。
記 者 出勤をしていないということは、何か出勤停止などですか。
学校教育課長 事件の後、8月14日から入院をして、その後、病気休暇を取得しております。
記 者 入院については、なぜ入院するようになったのですか。
学校教育課長 事件の後、当該教諭が主治医のところに行きまして相談したところ、心身の具合について、入院して治療するのが妥当だと勧められまして、8月14日から入院となりました。
記 者 心身の具合が悪くて入院をして、今は退院をしているのでしょうか。
学校教育課長 一時期退院をしていたのですが、その後、体調が回復しなかったため、現在入院中であります。
記 者 この期間は入院して退院して入院ですか。
学校教育課長 はい。そうです。
記 者 この入院は体調不良でいいのですか。心身不調でしょうか。
学校教育課長 体調不良ということ以外は私どももわかりません。
記 者 処分は県から出しましたが、これまでの期間は入院中で、在籍は松陽中学校に籍を置きながら休んでいたということですね。
学校教育課長 はい。そうです。

■事件について

- 記 者 事件の概要の中でコンビニエンスストアとありますが、市内のコンビニエンスストアですか。どこのコンビニエンスストアですか。
- 教育部長 市内のコンビニエンスストアです。
- 記 者 警察官ということですが、伊達警察署の警察官でしょうか。
- 学校教育課長 はい。そうです。
- 記 者 事件は夏休み期間中でしょうか。
- 学校教育課長 はい。そうです。
- 記 者 逮捕はされていないですね。
- 学校教育課長 はい。そうです。
- 記 者 書類送検は何日付かわかりますか。
- 学校教育課長 警察署からも教えていただくことはできませんでしたのでわかりません。
- 記 者 そうすると、処分場所が福島地検かどうかともわかりませんね。
- 学校教育課長 はい。そうです。

■今後の対応について

- 記 者 明日の校長会議は、校長先生にどんなことをお伝えするのですか。
- 学校教育課長 事件の概要、市民に対す信頼の回復等を含めまして、綱紀粛正の徹底について改めて指導することになっております。なお、会場ですが、本来であれば市役所内で行うのですが、会場が取れませんでしたので、9時から保原中央交流館の第一研修室で行います。

■その他

- 記 者 あくまでも今回は県教委が発表して、それを受けて今日ここで会見しているということよろしいですか。
- 学校教育課長 はい。そうです。
- 記 者 当該教諭とは接触するのは、県教委ですか。市教委でしょうか。
- 学校教育課長 それは県教委の処分ですので、県の教育委員会が行います。